

確かめよう労働条件

働くときのQ&Aやアルバイト向け情報で労働条件がわかる!

確かめよう労働条件

検索



使ってみよう!


FOR WORKERS
働いている方向けコンテンツ

アプリで学習



労働条件に関する法律を
クイズやマンガを通して学習できる!

ダウンロードはこちら

※AppleおよびAppleロゴは米国および
その他の国で登録されたApple Inc.の商標です。
App StoreはApple Inc.のサービスマークです。
※Google PlayおよびGoogle Playロゴは
Google LLCの商標です。

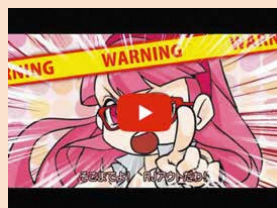
App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう




アニメで学ぶ労働条件

ストーリーを楽しみながら労働関係法令を
学習することができます。




学習コンテンツ

働く方、事業主の方双方にとって
有益な情報を網羅しています。

コンテンツ内容例(一部)

- 労働条件の明示
- 時間外・休日労働と割増賃金
- アルバイト先でのトラブル
- 退職、解雇、雇止め
- 過重労働の防止
- ハラスメント


マンガで学ぶ労働条件

働き始めるとき・働くときの注意点について、
マンガでやさしく紹介します。




労働条件Q&A

労働条件に関する疑問にお答えします。

Q&Aの一例

- 年次有給休暇をとる条件は？パート労働者でももらえますか？
- 社長から突然解雇を告げられました。労働基準法上問題はない？
- 労基法に違反する内容の契約を結んだ場合の効力は？
- 労働基準監督官は、どのように会社を監督しているのでしょうか。

LINEで相談

LINE公式アカウント
「確かめよう労働条件」

利用者からのお問い合わせに対して、
チャットボットが労働関係法令の解説や
相談窓口のURLをご案内します。

友だち
追加完了!

こちらの2次元コードからも
LINEの友だちに追加可能!

※2次元コードをスキャンするには、
LINEアプリのコードリーダーを
ご利用ください。




FOR MANAGERS

事業者・企業の労務管理
担当の方向けコンテンツ

3ステップで診断!

労働条件の診断や就業規則作成をサポートします!
～スタートアップ労働条件～

★ **WEB診断**

労働条件や就労環境を **3ステップ** で診断できます!



STEP1 カテゴリー選択

- 一般の設問のみ (47問)
- 一般の設問+外国人労働者 (56問)
- 一般の設問+パートタイム労働者 (56問)
- 一般の設問+自動車運転者 [トラック] (55問)
- 一般の設問+自動車運転者 [バス] (55問)
- 一般の設問+介護 (57問)

一般的な設問と、トラックやバスの自動車運転者、介護業界、外国人労働者、パートタイム労働者の設問に回答することができます。



STEP2 診断

問A-1 A 募集・採用、労働契約の締結

労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。
いずれか一つを選んでください。 01/05問

- ☐ 1. 特段の必要性がある訳ではないが、制限している。
- ☐ 2. 特段の必要性があって制限している。
- ☐ 3. 制限していない。

設問画面です。いずれか一つを選んでください。



STEP3 診断結果

問A-1 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。

あなたの回答 3. 制限していない。

評価コメント 問題はありません。年齢によって一律に選別するのではなく、業務等に応じて適性や能力を見極めて採否を決めることが肝要です。今後とも、この方針を維持してください。

評価を記録 簡易印刷 詳細印刷

設問毎の回答に対する評価コメント、基本情報、参考・支援情報も提示します。

★ **電子申請様式作成支援ツール**

36協定届等を電子申請!



STEP1 データを入力



画面内の各項目に、労使で協定する内容を入力していきます。



STEP2 出力



実際の36協定届として出力されます。



STEP3 電子申請



管轄の労働基準監督署にそのまま電子申請ができます。

★ **就業規則作成支援ツール**

そのまま出せる就業規則を作成!



STEP1 データを入力



画面内の各項目に、タイトルと内容を入力していきます。



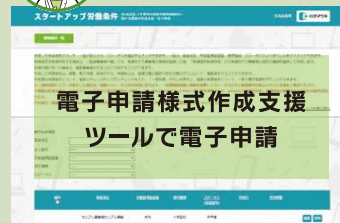
STEP2 出力



就業規則のPDFデータを出力できます。



STEP3 電子申請



管轄の労働基準監督署にそのまま電子申請ができます。

※就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を記し、その者の氏名を記載した書面(意見書)を添付してください。

